

郡上市における新型コロナウイルス感染症の影響により
収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免基準

1. 対象となる世帯及び減免額

保険税の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とする。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負った世帯 全部
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯

【要件】

- i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること
- ii 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額（※ 1）が 1,000 万円以下であること
- iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること

※ 1 合計所得金額とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第 314 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額をいう。

【減免額の計算式】

対象保険税額	×	減額又は免除の割合	=	保険税減免額
(A × B / C)		(d)		

【表 1】

対象保険税額 = A × B / C
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額）
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
300 万円以下であるとき	全 部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1,000 万円以下であるとき	10 分の 2

（注 1）世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除する。

（注 2）国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を 100 分の 30 とみなすことにより当該保険税軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定する。

ア．【表 1】の C の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ．【表 2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減制度前の所得を用いること。

2. 減免の対象となる保険税の適用期間

減免の対象となる保険税は、令和元年度分から令和 4 年度分の保険税であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。

なお、資格取得日から 14 日以内に加入手続きが行われなかったため、令和 2 年 1 月以前分の保険税の納期限が令和 2 年 2 月 1 日以降に設定されている場合については、令和 2 年 2 月分以降の保険税とする。